

## 北極域における国際法秩序の構想

柴田明徳

### 要旨

本章では、北極域に適用がある国際法の現状と課題を論じる。まず北極域の地理的範囲とその特徴を述べ、同地域が海氷に覆われた海洋と北極 8 ヶ国の領域主権がほぼ確定している陸地によって構成されていることを確認する。その上で、海洋については海洋法が、そこで暮らす人々については国際人権法が、環境の保護については生物多様性条約などの国際環境法が適用され、北極域が他の地域と同様、国際法によって規律されていることを確認する(2008年イルリサット宣言にも言及)。1973年ホッキョクグマ保存条約にも触れる(第1章)。他方で、北極特有の自然及び社会的環境に適した北極国際法秩序の構想が、米ソ冷戦終結後の1990年代より始まっている(第2章)。それは第一に、脆弱な自然環境とそれに依存する先住民の生活を守りながらいかに持続可能な発展を北極域で実現するか(第2章1節、北極環境保護戦略から北極評議会の設立に至る経緯とその成果と課題、ソフト・ローを中心とした国際指針作成過程に言及)、第二に、自然環境の変化とその影響を的確に把握するための科学調査活動をいかに効率的に推進するか(第2章第2節、北極科学協力協定に言及)、第三に、海氷の減少に伴う北極海洋諸活動の活発化とその安全・影響の国際的管理をいかに行うか(第2章第3節、極海コード、北極搜索救助協定、北極油濁対応協定、北極中央部公海漁業協定などに言及)を中心に推進されてきた。また、テーマによっては、日本を含む非北極国の参画も得て国際法が作られている。このように、北極域では、課題毎に多様なアクターの参加を得て新たな国際法規範が作成されてきているが、こうした展開をいかに一体として(holistic)把握して、北極域に国際法秩序を見出すかが課題である。

### 1. はじめに

地球の高緯度地域、具体的には南緯及び北緯の66度33分以上の地域は、極域(polar regions)と呼ばれ、共通の自然環境的特徴を有する。第1にその気候が厳しく一般に気温が低いこと。第2に両極域の多くが氷に覆われていること。氷床に覆われた南極大陸やグリーンランド、多年性の海氷に覆われた北極海などである。第3にその生態系は複雑で脆弱でありながら、実は多様性に富んでいること。両極域はまた、全地球気候システムの冷熱源であると同時に、地球規模の海洋循環の起点であるといわれる。オゾンホールが最初に南極で発見され、地球温暖化の影響である海洋酸性化や永久凍土の融解、残留性有機汚染物質(POPs)や短寿命汚染物質であるブラックカーボンの被害が北極圏で特に顕著に現れるなど、両極域は地球環境問題のバロメーターであるとも言われる(柴田, 2019)。

その厳しい自然環境ゆえに、人間が極域に入りそこで生活し経済活動を営むことは、地球上の他の地域と比べてより多くの労力を要し、従って極域における人間活動は一般に希薄であった。人間活動を前提として成立する社会システムの1つである法制度も、極域ではそ

の発展の度合いが遅かった。もっとも、北極域では、そこでたくましく暮らしてきた先住民の独自の文化と生活様式に根ざした慣習規範が豊かに形成されていた。前章で説明されたとおり、北極をめぐる国際情勢の変化は、地球温暖化に伴う自然環境の変化と科学技術の発達により、北極における人間活動が急速に拡大しつつあることをその主な要因としている。これまで希薄であった人間活動の急速な拡大と多様化は、当然、より豊かな生活と経済的利益増大の期待と共に、さまざまなレベルで摩擦や対立を生じさせる。それに伴い、法に基づく秩序づくりが模索される。

国際法は、主に国家と国家の間の摩擦や対立を未然に防止し、国際関係に安定性と予測可能性をもたらし、国際社会の共通利益実現のための国際協力を可能にする社会システムの1つである。その国際法も、伝統的には、極域を特別に扱うことをしてこなかった。19世紀半ばより主に西欧諸国（後に日本も参入）の植民地拡大が始まり、それが極域にまで至る20世紀初頭に、イギリスが南極において、カナダやロシアが北極において、いわゆる「セクター主義」<sup>1</sup>を用いて領土主張をした。しかし、実効的支配に基づく領土権取得を基本とする当時の国際法が、極域において排除されることはなかった。南極域では、セクター主義を含め土地の実効的支配に基づかない領土主張が7つの国（クレイマントと言う）からなされたが、いずれも国際社会の認めるものとはならなかった<sup>2</sup>。他方北極域においては、1867年に帝政ロシアと米国との間で条約が結ばれ、アラスカが米国に譲渡された。1920年、これまで無主の地として扱われてきた北極域のスヴァールバル諸島につき、島の非軍事化と経済活動の自由などを保障しつつ、ノルウェーの完全な主権を認めるスピッツベルゲン条約が署名された。1933年の常設国際司法裁判所の判決は、グリーンランド全域に対するデンマークの主権が、その実効的支配を根拠に認められた。ソ連とカナダは、1930年代には、自国北方領と北極海の島々の実効的（ときに先住民に対する強権的）支配をほぼ達成した（深町, 2011, p.27）。

こうして北緯 66 度 33 分以上の北極域は、北極点を中心に広がる多年性の海氷に覆われた北極海及びその周辺海域と、それを囲むようにある大陸と島々で構成され、その地域に領土をもつカナダ、デンマーク（グリーンランド）、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国の8ヶ国が北極圏国（Arctic States）として認知されるようになる。この地政学的状況が、北極域に国際法秩序を構想する前提となる（西元, 2013, p.21）。

---

<sup>1</sup> 極点を頂点とし、2つの子午線と1つの緯度線とによって囲まれる地表上の球面三角形の陸地（時に海域も含む）の領土権が、当然にある国に帰属するという主張。この主張は、1907年にカナダの上院議員ポイヤヤーによって北極の文脈で主張され、これが1917年にイギリスによって南極のフォークランド・セクターの境界画定に実際に応用された（太寿堂, 1998, pp.104-106）。

<sup>2</sup> そのため、南極域では、1959年に南極条約が締結され、領土紛争を棚上げしつつ、南極の平和的利用と科学活動の自由を基本原則として、各国の南極活動を認める特別な国際法制度が成立した（柴田, 2010, p.86）。



図1 北極域の地図。北極圏（Arctic Circleの線）以北に領域をもつ8つの国が北極圏国。（地図提供：フィンランド・ラップランド大学北極センター） < <https://www.arcticcentre.org/EN/arcticregion/Maps/Administrative-areas> >

## 2. 北極域にも適用がある一般的な国際法

北極域は、決して無法地帯ではない。戦後長い間、北極域は米国を中心とする西欧諸国とソ連とが対峙する冷戦の最前線ではあったが、それでも北極域での国家の行動は、適用ある国際法に従ってなされる必要があった。

### 2.1 国際的な安全保障

北極域の陸地は北極圏8ヶ国の領域の一部であり、国と国との関係を規律する国際法の観点から見れば、北極圏8ヶ国が締結した国際条約や、国際社会の全ての国を拘束する慣習国際法は、北極域の領域にも当然に適用がある。例えば、第二次世界大戦後の国際社会の法秩序の基本となる国際連合憲章は、その第2条4項によって、武力による威嚇及び武力の行使を禁止している。この武力不行使原則は、北極圏8ヶ国を当然に拘束し、北極域にも適用がある。

軍縮分野の国際法も、北極域の安全保障に一定程度貢献している。例えば、1963年部分的核実験禁止条約は、大気圏内、宇宙空間並びに領水と公海を含む水中における核兵器の実験を禁止している。この条約には北極圏8ヶ国全てが拘束されており、北極域の安全保障

と環境保護にとっても重要な意義を有する。他方で地下核実験を含むすべての核実験の禁止を規定した 1996 年の包括的核実験禁止条約は発効しておらず、北極圏国では米国が批准をしていない。また、1968 年核兵器不拡散条約 (NPT) に北極圏 8 ヶ国は拘束されている。その第 7 条によれば、「それらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するための地域的な条約」、すなわち非核兵器地帯条約を締結することを認めているが、北極域には非核兵器地帯は設定されていない (向, 2013, pp.71-77)。冷戦後に米国とロシアの間に締結された 1991 年戦略核兵器削減条約 (START I) と 2010 年の新 START 条約は、当然北極域に展開する核兵器も対象にしている。他方で、地下核実験を含むすべての核実験の禁止を規定した 1996 年の包括的核実験禁止条約は発効しておらず、北極圏国では米国が批准していない。

## 2.2 環境の国際的保護

北極域には、多くの国際環境条約が適用されている (岩石, 2013, pp.38-42)。例えば、渡り鳥の飛来地として重要な湿地を保全するための 1971 年ラムサール条約は、その締約国が指定したラムサール湿地の保全と関連情報の提供を国際的に義務づけている。北極域内のラムサール湿地の例として、スヴァールバル諸島にある 7 つのラムサール湿地 (1985 年及び 2010 年にノルウェーにより指定、合計面積約 10 万ヘクタール)、グリーンランドにあるホックステッター・フォーランド湿地 (1988 年デンマークにより指定、約 18 万ヘクタール) などがある。2017 年までに、約 80 のラムサール湿地が北極域内で指定されている (Ramsar Convention, 2018; Ramsar Sites Information Service, 2019)。1973 年ホッキョクグマ保存条約の展開については、後述する。

大気汚染の分野では、国連欧州経済委員会で交渉された 1979 年の長距離越境大気汚染条約に全ての北極圏国が拘束されている。この国際条約の下、北極圏 8 ヶ国は、大気汚染から人及びその環境を保護するため、大気汚染を制限し、可能な限りそれを段階的に削減し、そして大気汚染を防止するよう努力する国際的義務を負っている。ただ、この条約の下で、硫黄排出量や揮発性有機化合物、重金属やブラックカーボンなど汚染物質毎に削減義務を具体化する 8 つの議定書については、ロシアや米国が批准をしていなかったり、デンマークがグリーンランドを議定書の適用地域から除外しているなど、汚染物質の排出削減義務がおよぶ国・地域にばらつきがある (UNECE, 2019)。

他にも、グローバルな環境条約と言われる 1992 年生物多様性条約やその下で採択された遺伝資源の利用と利益配分を定める 2010 年名古屋議定書、地球温暖化の防止と対処のための 1992 年気候変動枠組条約とその下で採択された 2015 年パリ協定なども、北極域を含めた締約国の領域すべてに適用がある。ただし、米国は生物多様性条約、名古屋議定書の締約国ではなく、パリ協定からは離脱を表明している。他にも、PCB やダイオキシンなどの残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants=POPs) の製造、使用の禁止や排出削減を定め

る 2001 年ストックホルム条約、水銀の排出・放出削減を定める 2013 年水俣条約などがある。これら汚染物質は、北極域での使用、排出が課題であると言うより、北極域外で使用、排出されたものが、大気や海洋を介して長期かつ長距離に移動し、北極域の人々や生態系に悪影響を与えていることで、北極域の重大な環境課題である（Arctic Council Mercury Project Steering Group, 2012）。越境的な環境損害については、環境影響評価を実施するなど、慣習国際法上の義務も存在する。

### 2.3 外国人の国際的保護

北極域を含め締約国の領域内で他国の国民や法人（つまり外国人）の活動を保護する国際条約、慣習国際法がある。1957 年日露通商条約第 12 条は、日本国民及び法人のロシア国内で行う経済活動に関して、身体や財産の保護を他の国に与えられている待遇と同じ待遇にて与えると規定する。また 1998 年日露投資促進保護協定第 5 条は、日本の投資家の投資財産や収益が、迅速、適当かつ実効的な補償なしに、収用や国有化されないと規定する。当然、ロシアの北極域で行われる日本国民・日本法人の経済活動も、これら条約に基づき保護される。さらに、1994 年の WTO 協定及びその附属協定により、北極圏国を含めたすべて締約国（ロシアは 2012 年に加盟）は、貿易に関連する商品やサービスについて、原則として最恵国待遇を与える義務を負っている。例えば、北極海航路の利用につき、外国船舶にのみ課税をするような措置は、WTO 違反となる可能性がある。

北極域は、特に科学者にとって重要な研究・観測の場である。研究・観測活動で北極域を訪れる研究者も、領域国たる北極圏 8 ヶ国に課されている慣習国際法上の外国人保護義務によって保護されている。国家は一般に、外国人を領域内に受け入れる義務を負っていないが、その領域にいる外国人の身体や財産に不当な侵害がなされないように相当な注意をもって保護し、適当な扶助を与える義務を負っている。ただし、この領域国による外国人の保護義務の程度は、危険の予見可能性や保護するための手段（警察など）の有無など、外国人がおかれている個別の状況に依存するとされる。危険を察知したり、侵害を防止しそれに対応するための手段が限られている北極域では、自ずと外国人の保護の程度も低くならざるをえない。

### 2.4 人権の国際的保障

第二次世界大戦以降の国際人権法の発展により、国家は、その領域・管轄内にある人の人権を国際的な基準と手続に則り尊重し、保護し、そして実現する義務を負っている。北極域に住む 400 万人の人々もその例外ではない。さらに今日では、先住民族の権利に関する国際法の発展により、北極域に住む先住民族には、個人としての人権に加え集団としての権利も付与されるようになってきている。実体的な国際人権基準としては、北極圏 8 ヶ国全てが締約国となっている 1966 年市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）がある。また、米国が非締約国であるが 1966 年経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規

約（社会権規約）がある。他にも欧州や米州の地域的な人権保障条約、個人が国際機関に人権侵害を訴えることを可能とする個人通報制度や人権裁判所などが設置されている。

北極域で特に課題となるのは、第1に経済的社会的権利と、第2に先住民族の権利である。北極圏8ヶ国は、一般に「先進国」と位置づけられる国々であるが、北極域は先進国の中の発展途上地域であると言われる。それ故、食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての権利（社会権規約11条）、最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利（12条）、教育についての権利（13条）などの経済的社会的権利の国際水準での保障が現在でもなお課題である(Durfee and Johnstone, 2019, pp.176-177)。経済的社会的権利の保障に関する領域国の国際法上の義務は、これら権利の完全な実現を漸進的に達成するために、自国における利用可能な手段を最大限に用いることである（2条）。多くの北極圏国において、北極域で利用可能な手段が不足していることが、この地域での経済的社会的権利の実現が遅れている一つの理由である。北極域の人権問題が、この地域の持続可能な発展 (sustainable development) と不可分に結びついて議論される。

北極域に住む先住民族とその数を正確に把握することは難しいが、少なくとも北極評議会において常時参加者<sup>3</sup>に代表される先住民族としては、イヌイト約15万人、サーミ約10万人、アサバスカ約3万人、グイッチン約9千人、アリュート約7千人、そしてロシア北方民族協会に代表される諸民族約計27万人がいる(Durfee and Johnstone, 2019, pp.52-53)。先住民族に関連する国際条約としては、国際労働機関(ILO)の下で採択された1989年先住民族及び種族に関するILO第169号条約があるが、北極圏8ヶ国の中ではノルウェーとデンマークしか批准していない。

非拘束的文書ではあるが、2007年先住民族の権利に関する国連宣言が、先住民族の権利に関して達成すべき国際的基準を定めている。この国連宣言について、北極圏8ヶ国の全てが、政治的な支持を表明するに至ったことは重要である(ホサイン, 2018, pp.218-223)。国連宣言第3条は、先住民族は自決権を有すると規定し、この権利によって、先住民族は自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する権利を享受する。また、先住民族は、その自決権を行使して、自治の権利を享受する（4条）。この自決権の行使は、しかしながら、先住民族が独立国家を形成することを意味するものではないと解されている（46条1項）。国連宣言第25条から29条は、先住民族が伝統的に所有ないし占有し使用してきた土地や資源に対する権利につき詳細に規定している。また先住民族の生活に影響を及ぼしうる経済開発活動について、領域国は、開発を始める前に、影響をうける先住民族の自由で事前の十分な説明を受けた上での同意(Free, Prior and Informed Consent=FPIC)を得るために、その代表組織を通じて当該先住民族と誠実に協議し協力する義務を負うとされる（19条）。先住民族の伝統的な生活様式を維持する権利や伝統的経済活動に従事する自由との関係では、彼らの行う捕鯨やアザラシ猟の国際海洋法上の

---

<sup>3</sup> 北極評議会(Arctic Council)とその常時参加者(Permanent Participants)については、稲垣治・幡谷咲子の研究成果を参照。

位置づけも課題である。

### 3. 北極の海と国際海洋法

図1を見ると分かるように、北極域の大部分は海である。それゆえ、北極域における国際法秩序を構想する際、北極の海に適用される国際法を理解しておくことが重要である。現在では、1982年の国連海洋法条約(United Nations Convention on the Law of the Sea=UNCLOS)が海に関する国際法のほぼ全てを規定していると言って良い。なお、米国はUNCLOSの締約国ではないが、UNCLOSの主な規定は慣習国際法になっているとして、その規定内容を大凡受け入れている。

#### 3.1 北極海と北極海沿岸国

北極域の海のうち北極点を中心に広がる海域を北極海(Arctic Ocean)と言う(図1参照)。この北極海の沿岸国は、カナダ、デンマーク(グリーンランド)、ノルウェー、ロシア及び米国(アラスカ)の5ヶ国である。これら北極海沿岸5ヶ国(Arctic 5ないしA-5と呼ぶことがある)は、2008年5月グリーンランドのイルリサットで会合を開催し、北極海には多くの国際法制度が適用されており、特に国際海洋法が、大陸棚の限界に関する画定や海洋環境の保護、氷に覆われた海域、航行の自由、海洋の科学的調査、その他の海洋の利用につき重要な権利義務を定めていることを確認した。そして、こうした国際海洋法の枠組が北極海沿岸5ヶ国による北極海の責任ある管理のための堅固な基礎を提供していること、そして北極海を管理するための新たな包括的な国際法制度は不要であることを宣言した(Ilulissat Declaration, 2008)。これに対し北極圏8ヶ国(Arctic 8ないしA-8と呼ぶことがある)が参加する北極評議会においては、国際海洋法が北極海の責任ある管理のための堅固な基礎を提供していることまでは合意がある(Arctic Council, 2013, p.48)。

#### 3.2 国際海洋法の基本構造と北極の海への適用

##### 公海自由の原則

国際海洋法は、主に沿岸国がその周辺海域に及ぼす主権的権利や管轄権が、その海域を利用する船舶の旗国にどのように及ぶかを規定する。まず、沿岸国の規制が及ばない海域から確認しよう。UNCLOSは、沿岸国の排他的経済水域(EEZ)、領海、内水に含まれない海洋の部分「公海」とし<sup>4</sup>、その公海では、公海自由の原則が適用され、特に、①航行の自由、②上空飛行の自由、③漁業の自由、④海洋の科学的調査の自由などが認められる(UNCLOS86, 87条)。北極域には、北極海の中央部に、面積としては地中海と同じ広さの公海がある(中央北極海公海)。またノルウェー海に残る公海(通称バナナホール)、バレン

---

<sup>4</sup> UNCLOS第86条は、EEZ、領海、内水に加えて、群島国家の群島水域に含まれない海洋のすべての部分に「公海」に関する関連規定が適用されると規定している。北極圏には群島国家は存在しないので、本文では群島水域への言及を省いている。

ツ海に残る公海（通称ループホール）がある。

北極域におけるこれら公海海域においては、原則としてそこで活動する船舶の旗国が、関連する国際法規則を守らせる義務を負う。船舶は、一の国のみの旗を掲げることになっており、原則として、公海においてはその国の排他的管轄権に服する（92条）。例えば、公海においては漁業の自由が認められるが、旗国はその漁船について公海における生物資源の保存のために必要とされる措置を取る義務を負う（117条）。旗国は、公海においても自国船舶からの海洋汚染を防止し軽減しそして規制する義務を負う（211条）。公海における海洋の科学的調査についても、それが平和的目的のために行われ、他の適法な活動（例えば漁業や航行）を不当に妨げないようにし、海洋環境の保護及び保全のための国際規則に従って行われるよう（240条）確保する義務を負うのも、第一義的には旗国である。北極域の公海も、無法地帯ではない（ヴァンダーズワグ, 2018, pp.17-18）。

### 内水、領海、無害通航権

反対に沿岸国の規制が最も強く及ぶ海域が、内水、そして領海である。沿岸国がその海岸線に引いた基線、すなわち海岸の低潮線か海岸の全般的方向に沿った直線基線から 12 海里（約 22 km）までの帯状の海域を「領海」という（3条）。基線の陸地側の水域は「内水」である（8条）。内水には沿岸国の完全な主権がおよび、外国船舶は、沿岸国の同意なしに内水に入ることはできない。この点で、後述する無害通航権が認められる領海と異なる。

沿岸国は、領海、領海の上空、領海の海底及びその下に対して主権を行使する（2条）が、他国船舶がその領海内を沿岸国の平和、秩序または安全を害さずに、継続的かつ迅速に通過するだけの無害通航をすることを妨害してはならない（17-19、24条）。潜水船が無害通航権を行使する際には、浮上して旗を掲げて海面上を航行しなければならない（20条）。領海上空を他国航空機が自由に飛行することもできない。軍艦も商船と同様に無害通航権を有するかについては争いがある。1989年米国と当時のソ連は、軍艦も、沿岸国の事前の通報や許可なくして無害通航権を有するとする統一見解を公表している（田中・浅田, 2019, p.234）。

公海（ないし EEZ）と公海（ないし EEZ）との間にある国際航行に使用されている国際海峡では、仮にそこが領海であっても通過通航権が認められることがある（37-38条）。国際海峡において、沿岸国は他国船舶と航空機の通過通航を停止してはならず（44条）、潜水船は浮上する必要がない。公海（ないし EEZ）と外国の領海との間にある海峡においては、通過通航制度は適用されず、無害通航の制度が適用される。ただし、沿岸国は、このような海峡における無害通航を停止することはできないため、これを強化された無害通航権と言うことがある（45条）。

UNCLOS は海洋環境の保護及び保全に関する諸規定の中で、「氷に覆われた水域」に関する特別の規定を置いている（234条）。この規定は、通常は航行の自由が認められる排他的経済水域内において（後述）、年間の大部分の期間氷に覆われている水域で、特に厳しい



気象条件と氷の存在が航行に障害をもたらし、そしてそこでの汚染が生態学的に回復不可能な結果をもたらすような水域である場合、船舶からの海洋汚染の防止、軽減及び規制のための無差別の法令を制定し、それを執行する権利を沿岸国に与えている。ロシアとカナダは、この規定をその正当化の一部として、北極海航路（ロシア）及び北西航路（カナダ）を通航する船舶に対し、事前通報並びに国際基準より厳しい船舶の構造上の基準や砕氷船による先導などをその国内法により要求している（堀井, 2013, pp.16-24）。これに加えてロシアやカナダは、上記航路周辺に直線基線を引き、その海域が内水であるとも主張する。また海峡についても、それらが国際的な航行に使用されている国際海峡であることを否定する（西本, 2014, pp.23-30）。つまり、北極の海の航路につき沿岸国たるロシアやカナダが環境上ないし安全上の理由で航行を規制しようとするのに対し、航行の自由を最大限確保したい米国や EU 諸国がこれに反対するのは、国際海洋法上の内水や国際海峡の範囲、そこにおける無害通航権ないし通過通航権をめぐる国際法上の意見の不一致がその一要因である。国際海事機関(IMO)が採択した極海コード(Polar Code)が、この対立をどの程度解消したかについては、後述する。

#### 資源開発に対する主権的権利：排他的経済水域と大陸棚

北極の海は、資源の海である（ヴァンダーズワグ, 2018, p.15）。北極域は全世界の漁獲量の 1 割を担い、全世界の石油・天然ガス生産の 2 割強を占めていると言われる。北極域における石油・天然ガスの生産は今のところほとんどが陸地で行われているが、今後は沿岸部そして沖合大陸棚での探査・開発が進むとされる。北極の海における資源開発を規律する重要な国際法の制度が、「排他的経済水域(EEZ)」と「大陸棚」である。沿岸国は基線から 200 海里（約 370 km）までの範囲で EEZ を設定できる（57 条）。EEZ において沿岸国は、天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する。その他 EEZ における風力発電などの経済的な目的で行われる探査及び開発活動に対しても、主権的権利を有する（56 条）。主権的権利を行使するため、沿岸国は、これら経済活動に関する国内法を制定し、その遵守を確保するための措置、例えば乗船や検査、拿捕、そして違反者を裁判にかけなどの措置をとることができる（73 条）。他方で、EEZ 内においては、他国船舶・航空機は公海同様の航行と上空飛行の自由を有している。例えば、ロシアの北極海沿岸の EEZ において、中国のコンテナ船や米国の潜水艦は、そこを自由に航行することが国際法上保障されているのに対し、ノルウェーの漁船がロシアの同意なしにそこで漁業をすることは許されないのである。

EEZ 内の海底及びその下の鉱物資源と定着性魚種には後述する大陸棚の制度が適用されるため、EEZ の制度はおもに上部水域での漁業について適用される。EEZ 沿岸国は EEZ 内の生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有するが、同時に EEZ 内の生物資源を保存するための措置をとり(61 条)、その最適利用を促進する義務も負っている。そのため、沿岸国は、EEZ 内における漁獲可能量を決定し、自国がそのすべてを漁獲する

能力を有しない場合は、余剰分について他国の入漁を認めなければならない（62条）。またマグロやカツオなどの高度回遊性魚種やサケやマスなどの遡河性魚種については、関係国との協力や母川国の第一義的利益を守ることなど、魚種別の国際的規制も守らなければならない（64条、66条）。違法・無報告・無規制漁業（IUU漁業）が国際的な関心となっており、漁業資源の保全管理をめぐる国際法の規制は、EEZ内でも公海でも、ますます厳しくなっている（田中・浅田，2019，pp.241-243）。北極のEEZ内漁業が沿岸国の主権的権利の下にあるということは、決して沿岸国がその漁業資源につき勝手放題にできるということではない。

UNCLOS第65条は、EEZ内のクジラやアザラシなどの海産哺乳動物について、沿岸国又は国際機関はより厳しい保存措置、場合によっては捕獲禁止措置を取ることができると規定する。事実、捕鯨については、世界中のすべての海に生息する一定以上の大きさのクジラ族の捕獲につき包括的に規制する、1946年国際捕鯨取締条約及びその下に設立された国際捕鯨委員会(IWC)が存在する。国際捕鯨取締条約の1982年附表改正（いわゆる商業捕鯨モラトリアム）により、この附表に拘束される締約国は、自国EEZ内においても原則として商業捕鯨ができなくなった。北極圏8ヶ国のうち、カナダは1982年に同条約から脱退し、ノルウェー、ロシア、アイスランドはモラトリアムに異議ないし留保をしており拘束されない。国際捕鯨取締条約は、同じく附表の改正により、先住民族による生存捕鯨(aboriginal subsistence whaling)を厳しい条件の下に認めている。北極圏8ヶ国のうちこれを利用して自国先住民族による捕鯨を継続しているのが、グリーンランド、ロシア、米国である（Bankes and Whitsitt, 2015, p.186）。北極域で広く行われているアザラシ猟につき包括的に規制する国際条約はない。国境をまたがって生息する一部アザラシの保存管理を取り決める二国間ないし数カ国間の条約はあるが、北極域におけるアザラシ猟は、基本的に北極圏8ヶ国の国内法により規制されている。これら国内法は、それぞれの歴史や社会的背景が異なり、その趣旨目的や規制方法において多様である（Sellheim, 2015, pp.193-224）。

国際法上の大陸棚とは、沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下(subsoil)であって、沿岸国の自然の延長をたどって大陸縁辺部（コンチネンタル・マージン）の外側に至るまでのものである。この縁辺部が沿岸国の基線から200海里まで及んでいない場合は200海里まで国際法上の大陸棚があるとされる（76条1項）。沿岸国は大陸棚を探索しその天然資源を開発するための主権的権利を有する。沿岸国の大陸棚に対する主権的権利は、その宣言や占有と関係なく、当然に沿岸国に帰属する。国際法上の大陸棚制度が対象とする天然資源とは、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物<sup>5</sup>

---

<sup>5</sup> 定着性魚種とは、採捕に適した段階において海底もしくはその下で静止しており又は絶えず海底もしくはその下に接触していなければ動くことができない生物である。最近のノルウェーの判例では、北極の海にも生息し高価で取引されるオオズワイガニ(snow crab)が定着性魚種であると判断されている（Supreme Court of Norway, 2019）。米国とカナダの間では、アイスランドホタテ(Icelandic scallop)が定着性魚種か争いがあった（McDorman, 2015, p.186）。

を言う（77条4項）。つまり北極の海の沖合石油・天然ガスの探査・開発は、活動が行われる大陸棚が帰属する沿岸国の主権的権利の対象となる。この主権的権利には、大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し規制する沿岸国の排他的権利を含む（81条）。他方で、大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼさず（78条）、沿岸国は海底電線ないし海底パイプラインを敷設する他国の権利を妨げてはならない（79条）。沿岸国は、自国 EEZ 内での石油・天然ガス掘削活動につき、他国の海洋環境ないし公海上の海洋環境に対し汚染による損害を生じさせないように防止し、石油掘削施設からの汚染をできる限り最小にするための措置をとる義務を負う（194条）。これら措置の中には、脆弱な生態系や絶滅のおそれのある種の生息地を保護し保全するための必要な措置を含む（194条5項）。2010年メキシコ湾沖で発生した BP 社海底油田爆発及び原油流出事故の教訓からも明らかとおおり、沖合石油掘削施設の環境上のリスクは高い。北極の海では、環境 NGO 所属のアーキティック・サンライズ号（旗国はオランダ）の活動家がロシアの沖合掘削施設に抗議目的で侵入を試み、ロシアの沿岸警備隊に拘束・逮捕された事件があり、国際裁判にもなった（ITLOS, 2013）。

北極海の大陸棚をめぐるのは、特に「延伸大陸棚の限界」が話題を呼んでいる（長岡, 2013, pp.9-11）。沿岸国の主権的権利が及ぶ国際法上の大陸棚は大陸縁辺部の外側の限界までであるが、これが基線から 200 海里を越えるところを延伸大陸棚と言う。UNCLOS 第 76 条 4 項から 6 項はこの延伸大陸棚の限界を細かく規定しているが、大まかに言うと①大陸縁辺部であっても最長で基線から 350 海里（約 647 km）又は 2500m 等深線から 100 海里を超えないこと、②しかし大陸縁辺部の自然の構成要素である海台、海膨、キャップ、堆及び海脚による海底の高まりが続く場合には 350 海里を越えることがあり得ること、③200 海里を超える延伸大陸棚については、UNCLOS 附属書 II によって設置された大陸棚限界委員会に沿岸国が関連情報を提出し、委員会の勧告に基づきその限界が画定されることにより拘束力をもつ、とされる。2015年にロシアは、ロモノソフ海嶺とメンデレーフ海嶺を根拠に、北極点を越えるところまで自国の大陸棚が延びているとの情報を提出した（セルゲーニン, 2018, pp.76-79）。デンマークも、ロモノソフ海嶺がグリーンランドの大陸縁辺部の自然の延長であるとして、北極点を越えて自国の延伸大陸棚を主張した。現在、大陸棚限界委員会が検討中であるが、大方の見方では、北極点付近はロシアとグリーンランドの延伸大陸棚が重なるところとなり、いずれ両国による延伸大陸棚の境界画定が必要となるであろう。英国ダラム大学の調査では、このように北極海沿岸 5 ヶ国が延伸大陸棚を主張していくと、北極海には米国とカナダ沖に 1 箇所、ロシア沖に 1 箇所、小さな面積であるが、いずれの沿岸国の延伸大陸棚にも属さない「深海底」が残るとされる（Durham University, 2015）。深海底及びその資源は、人類の共同の財産であり、UNCLOS で設立された国際海底機構が人類全体のために行動する（136, 137 条）。

## 海洋の科学的調査

北極の海は、地球温暖化の影響が最も顕著に現れている海域として、科学的に注目を集めている。北極海域の気温上昇は、北極温暖化増幅作用のため全球平均に比べて2倍から3倍の大きさに上昇していると言われ、北極海を覆う海氷も急速に減少し、これまでの予想よりも早い2040年頃までには夏季には海氷がなくなると推測されている。また、北極の海的环境変化は、全球的な気候システムや生態系にも大きく関係していると言われる(菊地, 2018, pp.198-199)。こうして、北極域はその海も含めて、科学観測活動とそのための国際協力が150年にもわたって続けられてきた場所である<sup>6</sup>。

UNCLOSも、海洋の科学的調査(marine scientific research=MSR)の重要性を認める。全ての国は、条約の規定に従いMSRを実施する権利を有し、またいずれの国も、MSRの発展及び実施を促進し容易にし、MSR実施のための好ましい条件を創出し、海洋環境を研究する科学者の努力が統合できるように協力する義務を負う(238, 239, 243条)。またMSRで得られた知識を公表し、科学的データや情報の流れが円滑になるよう義務づけられている(244条)。しかし、他国(船舶)による沿岸国水域でのMSR実施については、沿岸国の安全保障上の利益や、科学調査が容易に資源調査になり得ることなどを反映して、沿岸国による規制が強く及ぶ制度となっている。まず領海では、沿岸国の明示の同意がなければ他国船舶はMSRを実施できない(245条)。EEZ及び大陸棚におけるMSRについて、沿岸国はそれを規制し、許可し、そして実施する権利を有し、他国は沿岸国の同意を得てしかMSRを行えない(246条)。もっとも、246条3項は、沿岸国は、自国のEEZ又は大陸棚において、他国が専ら平和的目的で、かつ、人類利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施するMSRの計画に対しては、同意を与えるとしている。このため、MSRを実施したい国がMSRの計画を沿岸国に提供してから6ヵ月経っても応答がなければ、同意が与えられたものとして計画を進めることができる(252条)。しかし現実には、沿岸国がその裁量により同意を与えないことができる事由が広く認められており(246条5項)、また沿岸国は活動開始後にも他国のMSRを停止し終了させる広範な権利を有している(253条)。高額な船舶運航費と研究費を投じて行われる海洋調査にとっては、沿岸国の明示的な同意なくしてMSRを実施するには、リスクが大きすぎる(菊地, 2018, p.200, p.204)。

以上見てきたとおり、北極域は、場所的には陸地にも海域にも、分野的には安全保障から人の保護や環境の保護に至るまで、既に網の目のように国際法によって規律されている。確かに、一部適用される国際法にばらつきがあったり、適用される国際法の解釈をめぐる意見の不一致があったりはする。しかしそれは、北極域が無法地帯であることを意味しないどころか、北極圏8ヶ国がその行動を規律する国際法の内容を吟味し、国際法に従って自らの立場を正当化している証拠である。つまり、北極域は、既に国際法秩序に深く組み込ま

---

<sup>6</sup> 国際的な協力の下、極域を中心に科学観測活動を行うための第1回国際極年(International Polar Year)は1882年から83年に行われた。最新の第4回国際極年の国際共同観測は2007年から08年に行われた。

れている。

ではなぜ今、北極国際法秩序を新たに構想する必要があるのか。冒頭に述べたとおり、北極域では地球温暖化に伴う自然環境の変化が急激であり、それが北極の環境に適応してきた先住民族や地域住民の生活様式や経済活動に変容を迫っている。同時に、北極の海の海水減少と科学技術の発達により、北極航路の利活用や北極域での資源開発活動が急ピッチで進められている。加えて、こうした自然環境的变化やその社会経済的影響を理解するため、これまで以上に北極域に関する観測・研究活動が必要であり、実際に国際共同観測・研究が進められている。これら活動には、北極圏国の企業や研究機関のみならず、外国企業や研究機関、多国籍企業が多く参入し、北極圏 8 ヶ国以外の国、すなわち日本や中国、イギリスやフランスなどの非北極圏国(non-Arctic States)の利害が直接絡む。それでもなお、北極域は全般的には未だにインフラ整備が遅れており、急速に拡大し多様化する人間活動の環境的影響及び社会的影響を精確に把握する基礎的データや行政監視網も未発達である。北極域に特異に生じている以上のような自然環境的、社会的経済的状況を前に、果たして上述した「一般的な」国際法は適切に適用、実施されているのか。北極特有の課題に、「一般的な」国際法は適切な解決策を示すことができているのか。

最近の北極域をめぐる国際法実行は、北極域に特有な状況を踏まえた、つまりテーラーメイドの北極国際法秩序が模索され始めていることを示している。

#### 4. 北極域に特有な状況を踏まえた北極国際法秩序の構築に向けて

北極域に特有の包括的な国際法制度を構築すべきとの主張は、学术界、そして一部の政府からも聞かれることがあった (Koivurova, 2015, pp.410-422)。しかし、北極に関する最近の国際法形成の実践は、このような「包括的」ないし「トップダウン」アプローチではなく、既存の一般国際法では規律されていない、もしくはそれでは不十分な分野や課題を特定し、その特定分野・課題に焦点をあてて、既存の組織的制度を活用しながら、北極域用のテーラーメイドの国際法で補充、補強するというものである。この一見するとパッチワーク的な国際法形成の実践においても、今後の北極国際法を一体的 (holistic) な法秩序として認識することを可能にするような、基本的な哲学を見て取ることができるように思われる。その基本哲学とは、①地球温暖化の北極域への影響を真摯に受け止め、それを国際法形成の原動力にしようとする哲学、②場所的な意味での北極域を一体として捉え、その自然環境、そこに住む人間、そこで機能する社会制度との相互連関、不可分性を認識して国際法形成を行おうとする哲学、③北極国際法秩序の直接的利害関係者は、北極圏 8 ヶ国及びその地を「原郷 (homeland)」とする先住民族及び地域住民であることを基本としつつ、実効的な国際法形成と実施に必要な他の利害関係国・アクターを積極的に取り込んで国際法形成を行おうとする哲学、である。以下、北極国際法秩序を基底するこれら基本哲学が垣間見られる最近の北極国際法形成の実践を、例示的に示してみたい。

#### 4.1 ホッキョクグマ保存条約の展開：2015年北極域行動計画

1973年のホッキョクグマ保存条約は、ホッキョクグマの生息域国であるカナダ、デンマーク（グリーンランド）、ノルウェー、ロシア、米国のA5が原署名国となって、当時行われていた商業的な狩猟による資源枯渇に対応するものであり、特に航空機や大型車両による狩猟を禁止することを目的としていた。他方で、科学目的、保存目的での捕獲に加えて、先住民族、地域住民による伝統的手法による狩猟も引き続き許されていた。この条約は、基本的にそれぞれの締約国の領域・管轄内での人間活動を規制することが想定されており、国際的な履行監視・助言制度はなかった。代わりに、環境NGOである国際自然保護連合(IUCN)の下部機関である専門家グループが、条約の実施状況を實際上フォローしていた。この条約による狩猟の制限により、ホッキョクグマの生息数は改善し、一般には資源保存条約の成功例であると評価される(Bankes and Whitsitt, 2015, pp.190-191)。

2000年代に入ると、地球温暖化とそれに伴う北極海の海水減退による生息域の減少、船舶航行の増大、石油・天然ガス等の開発活動等がホッキョクグマに対する主たる脅威となってきたことが認識され始めた。絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制するワシントン条約(CITES)においても、管理された取引が可能な附属書IIから絶滅危惧種として国際取引が原則禁止される附属書Iへの移行の是非なども議論されるようになった。当初、条約締約国は、条約の趣旨目的やその規定振りから、地球温暖化との関連で本条約の実施を改善、強化することには消極的であった。しかし、2009年より、条約の履行状況を相互に報告し、新たな課題について議論する場として、初めて条約締約国会議を設置し、原則2年に一度の頻度で会議を開催することを決定した(Polar Bear Range States, 2019)。

2015年に開催された締約国会議で、全会一致で「北極域行動計画(Circumpolar Action Plan=CAP)」が採択された。その要点は、第1に、気候変動こそが包括的で長期的且つ最大のホッキョクグマへの脅威であり、生息域ほぼ全体で生じる温暖化の程度とそれに伴う海水の厚みと広がり減少の予想が、直接的(生息地の喪失と悪化)及び間接的(獲物の入手可能性の変化)にホッキョクグマに影響を与えることを明確に認めている点である。第2に、そのための対応管理計画の基本方針を詳細に定め、主にホッキョクグマの生息地の保全に向けた取り組みを強化することを明確にしている点である(CAP, 2015, pp.xiv-xvi)。CAPは、その脚注で、この計画が1973年条約を出発点としつつも、条約の権威ある解釈を示すものでも、また国際法上の新たな義務を課すものでもない、と断りを入れている(CAP, 2015, p.ix)。しかし、全ての条約締約国が賛成し、国際社会に公表された国際文書において、それまで領域内にいるホッキョクグマの人間による捕獲の規制を中心に実施されてきた条約を、その発想を転換して、北極域に広く分布するホッキョクグマの生息域を一体として保全する試みへと大きく舵をきったことは、重要である。

ホッキョクグマ保存条約の下で採択されたCAPは、地球温暖化による北極域(この場合はホッキョクグマ)への科学的根拠に基づく予想される影響につき、これを関係国並びに先住民族やNGOを含むステークホルダーが真摯に受け止め、国境で区分されない北極域の

陸地と海（この場合はホッキョクグマの生息域）を一体として捉えてそれを保全する試みを、既存の国際条約の制度を活用して展開した例と言える。

#### 4.2 北極ブラックカーボン対策：2015年排出削減強化のための行動枠組

ブラックカーボン（煤）は、短寿命気候強制力因子（short-lived climate forcers）と言われる比較的寿命の短い大気汚染物質で、気候変動に寄与すると共に、より局所的に地域特有の悪影響を与えうる物質の一つである。その中でもブラックカーボンは、炭化燃料の不完全燃焼により生じ、長距離で移動することなく数日ないし数週間で消散するが、北極域においては、氷や雪の上に残ると太陽放射を（通常なら反射するのに対して）吸収し、海氷や氷床の減少・減退を早めているとされる。また肺疾患などの人の健康にも影響を与える。他方で、ブラックカーボンは、地球規模で広がる温室効果ガスとは見なされていないため、気候変動枠組条約やパリ協定では規制がされていない。

北極域でのブラックカーボンの影響については、従来から北極評議会（Arctic Council=AC）の監視評価計画作業部会（Arctic Monitoring and Assessment Program=AMAP）を中心に調査研究が進められてきた。2009年のAMAP報告書では、ブラックカーボンなどの短寿命気候強制力因子が北極の温暖化に寄与しており、北極海の海氷に付着するブラックカーボンの70%以上が北半球から、その多くが欧州と北アジアから来ていることなどが記載されている（AMAP, 2009, p.7）。2015年のAMAP報告書では、ブラックカーボンの自然及び人為的排出源の世界規模での排出量の推定には未だに多くの不確実性があるとしながらも、北極域に至るブラックカーボンの5分の2が東アジアと東南アジアから、5分の1がロシアからであることが分かってきたとされた。またその対策として、陸上運輸分門におけるディーゼル燃料使用の削減、家庭及び商業施設でのディーゼル燃料及び薪使用の削減、焼畑農業の削減、特にロシアにおける石油・ガス施設のフレアリングの減少などが例示されている（AMAP, 2015, p.7, p.11）。

以上の科学的情報を基にブラックカーボンに関する政策的対応について検討したACは、2015年のイカルイト閣僚会合において、「ブラックカーボン及びメタン排出削減強化に関する行動枠組」を実施することを決定し、その実施にあたる専門家会合を設置し、「本課題のグローバルな性質に鑑み、ACオブザーバー諸国もこの行動に参加することを要請」した（Arctic Council, 2015a, para.24）。この行動枠組は、非拘束的文書であるが、北極圏8ヶ国が北極域の温暖化を食い止める補完的な対策としてブラックカーボン削減が重要であることを承認し、この枠組に従って行動する決意を表明している（Arctic Council, 2015b）。文書に対する明確な合意があり、その文書の実施状況をフォローする組織と手続が設置されている時、それがたとえ非拘束的な文書であっても、国家の行動を誘導し協力を実現する規範的な力があるとされる（ジョンストン, 2018, pp.40-42）。事実、北極圏8ヶ国は行動枠組に従ってブラックカーボンとメタンの現行排出状況の要約を提出し、専門家による削減に向けた技術的及び政策的議論に参画している。ACオブザーバー国も、対象物質の国家報告書

を提出することにより専門家会合に専門家を派遣することができ、実際に、アジアからは日本、韓国、インド、欧州から英国、フランス、イタリア、スペイン、ポーランドと欧州連合(EU)が報告書を提出している (Arctic Council Secretariat, 2019, Black Carbon and Methane Expert Group) <sup>7</sup>。2017年専門家会合の第1回進捗報告書では、石油ガス施設からのフレアリングから発するブラックカーボンが報告書の中に含まれていない国があるなどを指摘しつつ、ブラックカーボン排出を2025年までに2013年比で25～33パーセント削減することを勧告している (Expert Group on Black Carbon and Methane, 2017, pp.4-5)。

2015年北極ブラックカーボン削減行動枠組は、ブラックカーボンが北極温暖化に重要な寄与をしていることを北極圏8ヶ国が真摯に受け止め、ブラックカーボン削減に向けた具体的な行動を促す規範的文書である。それは非拘束的な文書であるも、既存の国際条約の枠組みを活用しつつ、フォローアップの組織と手続を備えることにより、関係国の行動を導く力がある。加えてこの行動枠組は、北極ブラックカーボン問題が非北極圏国の協力なくして解決できないことを認め、その枠組みの中に非北極圏国も組み込む形で成り立っているところに特徴がある。北極特有の課題解決にとって実効的な国際法制度にするには、それに必要な範囲と条件により、他の利害関係国・アクターを積極的に取り込もうとする努力の一環であると評価できる。

#### 4.3 北極の海の安全と環境保護：2つの北極評議会協定とIMO極海コード

国連海洋法条約は、海の安全を確保しその環境を保護するための一般的、枠組的な規定を有している。また、それら規定を具体化するため、海上での捜索救助や油汚染の対応措置などに関わる事項については、国際海事機関(IMO)が策定した1979年捜索救助条約や1990年油濁汚染準備対応条約などがあり、北極圏8ヶ国はもちろんのこと世界の海運国の多くが加盟している (IMO, 2019, Status of Conventions)。それでもなお、北極の海では海氷の存在のみならず、周辺沿岸に必要なインフラや監視体制が十分に備わっていなかったり、海氷と冷たい海のため、油汚染への対応がより困難であったり、その脆弱な生態系への影響がより甚大になったりと、温暖な海とは異なる状況に対処する必要があった。そこで北極圏8ヶ国は、北極評議会の枠組みを利用して交渉した結果、2011年に北極捜索救助(SAR)協定を、2013年に北極油濁対応協定を締結し、いずれも北極圏8ヶ国の批准を得て発効している。これら新協定は、IMOの関連条約を地域的に実施するものであり、新たな義務を課すようなものではない。また交渉過程で、特に北極先住民族の参加とその伝統的知識を取り込む努力がなされなかったとして批判もある (ジョンストン, 2018, pp.35-40)。しかし、これら協定の下で北極の海での安全と環境保護に特有の課題に具体的に対処するため、北極沿岸警備

---

<sup>7</sup> 行動枠組によれば、メタンについては気候変動枠組条約に提出する情報、ブラックカーボンについては、国連欧州経済委員会の長距離越境大気汚染条約に提出する情報を基に国家報告書を作成することになっている。長距離越境大気汚染条約の締約国ではない日本や韓国は、従ってブラックカーボンの情報を2015年報告書では報告していない。インドは、ブラックカーボンも含めて報告書を提出している。



隊フォーラムが設立され (Arctic Coast Guard Forum, 2019)、また北極評議会の緊急事態防止・準備・対応作業部会を中心に、捜索救助や油濁対応の共同訓練などが行われていることは重要である (EPPR, 2017 and 2018)。これら共同訓練においては、先住民族の役割にも触れられている。

海運の安全と環境保護には、同じく IMO が採択した海上人命安全条約(SOLAS 条約)や海洋汚染防止条約 (MARPOL 条約) がある。これらは安全かつ環境に悪影響を与えない航行に必要な船舶の構造や設備、船員の訓練状況、船舶からの排出などにつき国際的な基準を定める。厳しい気象条件や危険な海氷のある北極の海における船舶の航行については、こうした一般海域における規則・基準に上乘せして追加的なより厳しい基準が必要であるとして、従来から IMO の中で議論されてきた。その結果、2014 年から 2015 年にかけて IMO の委員会の中で、上記 SOLAS 条約と MARPOL 条約を改正する形での、いわゆる極海コード (Polar Code) が採択され、2017 年 1 月に発効した。海氷域特有の規定として、例えば限定的に許されている船舶からの食品廃棄物の排出につき、最も近い棚氷また定着氷から 12 海里以上離れた場所で粉碎をして排出することや、氷上への排出を禁止することなどを定めている。極海コードは、北極の海における船舶の運航に関する国内規制の国際的な調和に向けた一歩として期待されている (西本, 2018, pp.51-53)。

もともと、極海コードの採択、発効によって、上述した UNCLOS 第 234 条を根拠とした沿岸国の国内法による一方的な規制や基準の適用及び執行と、それに対する船舶の旗国との意見対立が解消したかは微妙である。専門家の分析によれば、極海コードの採択によって、UNCLOS 第 234 条に基づく沿岸国の一方的な規制権限が制約されたとは解釈できないとされる。ただ、極海コードの採択によって、氷に覆われた海域での船の構造や設備、船員の訓練や汚染防止対策に関する国際的な基準が示されたのであり、仮に沿岸国がこれとは異なる規制・基準を適用しようとするならば、それなりの説明責任が求められるとされる (西本, 2018, pp.53-55)。

いずれにしても、北極評議会で交渉された 2011 年北極捜索救助協定と 2013 年北極油濁対応協定、そして 2017 年に発効した IMO の極海コードは、既存の国際条約をベースにしながらも、北極の海ないしその周辺地域の特有な自然及び社会状況を一体的に把握し、そこでの安全と環境保護を実現するための特別な国際協力の枠組と国際的基準とを創設した成功例であると言える。

#### 4.4 北極における国際科学協力の促進：2017 年北極科学協力協定

2017 年 5 月、北極評議会第 10 回閣僚会合の機会を利用して、北極圏 8 ヶ国の外務大臣は、北極科学協力協定に署名し、この協定はその後北極圏 8 ヶ国の批准を得て 2018 年 5 月に発効した<sup>8</sup>。この協定は、2007 年から 2008 年に行われた第 4 回国際極年での国際的な共同観測・研究の際、そこで実現した国際協力の措置を継続し、またそこで経験した困難を克

---

<sup>8</sup> 北極科学協力協定の和訳は下記参照 (薬師寺・坂元・浅田, 2019, p.554)。

服することを目指して、北極評議会の下部組織である科学協力タスクフォースで交渉が行われた (Shibata and Raita, 2016, pp.134-135)。その結果、科学者が行う北極関係の調査活動につき、各種行政手続を簡便にしたり、調査機器やサンプルの持ち込み、持ち出しをできるだけ支障なく迅速に行えるようにするなどの義務をその締約国に課して、北極科学の国際協力を促進し、それを通じて北極の科学的知見の増大を目指す国際条約が成立した。ただし、この条約は北極圏 8 ヶ国だけが締約国になれる閉鎖条約である (柴田, 2018a, pp.225-229)。

北極科学協力協定の特徴は2つある。第1に、非北極圏国や国際的な科学機関の代表が協定の交渉に実質的に参画する機会が与えられ、また協定の中身にも、非北極圏国ないしその国民(研究機関や科学者)の権利利益に配慮する規定が盛り込まれたことである。北極の科学的知見の増大に資する科学研究活動は、なにも北極圏 8 ヶ国の研究機関や科学者だけではなく、非北極圏の研究機関や研究者によっても行われている。また先に述べたとおり、UNCLOS に基づく海洋の科学的調査に対する全ての国家の権利が、北極の海にも適用されている。つまり、協定を交渉していた北極圏 8 ヶ国は、北極科学に対する非北極圏国の国際法上の権利とその国民の正当な利益と貢献を承認し、その権利利益及び貢献を協定内容に盛り込んだのである。具体的には、一定の条件を満たせば、条約の締約国ではない例えば日本の研究者も協定上の便益(例えば調査活動のために北極圏国に入国する際のビザ発給手続の簡素化)を得られるし、非締約国である日本も協定の履行状況を検討する会議にオブザーバー参加することが可能である (柴田, 2018a, pp.239-249)。

北極科学協力協定の第2の特徴は、その地理的適用範囲である(図3)。協定は、陸地と海域に適用される一般国際法を基礎としつつ、北極域を、国際科学協力の文脈においては、陸地と海域、空域を一体として捉える独自の法域(legal sphere)として承認していると言える(柴田, 2018a, pp.229-235)。特に調査区域への出入りや研究施設へのアクセスを容易にする義務の対象となる「指定された地理的区域(Identified Geographic Areas=IGA)」には、北極圏 8 ヶ国がその主権、主権的権利及び管轄権を行使する区域のうち協定附属書で指定した範囲と、北緯 62 度以北の国家管轄権の外の公海区域が含まれる。協定締約国が実際に指定した区域とこの規定により、IGA は図3 のようになる。つまり協定は、北極域の陸地を広くカバーするのみならず、3つの公海海域も含め全ての北極海域をカバーすることになったのである<sup>9</sup>。この IGA への科学者の出入りは、陸地も海域も同じように、協定締約国によるアクセス容易化の対象になる。またこの IGA で実施される研究活動に利用される陸上輸送手段や海洋観測船についても、協定締約国はそれらの研究設備へのアクセスを容易にする義務を負う。

2017年北極科学協力協定は、第1に、北極域を一体として捉えて科学協力のための独自の法域を措定した。第2に、その一体として捉えられる北極域における国際科学協力の更なる促進というグローバルな課題に対処する国際法形成について、北極評議会の枠組みを

<sup>9</sup> 加えて、米国作成の IGA 地図では、ベーリング海の全域が IGA として指定されており、この海域で海洋科学調査を行う日本などにとっても朗報である(柴田, 2018b)。

活用することにより、北極圏 8 ヶ国と北極先住民族のイニシアティブを維持しつつ、非北極圏国とその科学者の権利や利益を適切に取り込む努力をした結果である。北極評議会の枠組みを活用した、今後の北極国際法秩序形成の試金石とも言える (Shibata, 2019, p.224-225)。

#### 4.5 北極海漁業資源の国際的管理：2018 年中央北極海公海無規制漁業防止協定

これまで中央北極海の公海域は、夏季でも海氷に覆われ、また商業規模の漁業の採算に見合うレベルの漁業資源が存在しないと見なされていた。これまで北極海での漁業は、夏季に解氷域が現れる北極海沿岸の EEZ 内において、先住民族および沿岸漁業者によって、北極タラやカジカなどを対象として行われていたにすぎなかった。先に見たとおり、EEZ 内の漁業は、基本的に沿岸国がその規制管理をすることができる。ところがその後、地球温暖化の結果と考えられる北極海における海氷の急激な減少、それに伴う海洋生態系の変化や海洋資源の北方への移動の可能性が指摘され、中央北極海の公海においても、夏季には漁業が可能になるという期待と無規制な漁業への懸念が高まった。そこで北極海沿岸 5 ヶ国は、2010 年頃より、北極海公海での漁業資源について政策的議論と科学的議論を並行して行ってきた。その結果、2015 年 7 月、北極海沿岸 5 ヶ国は、「中央北極海での無規制な公海漁業の防止に関するオスロ宣言」を採択した。この宣言において北極海沿岸 5 ヶ国は、適切な漁業管理機関/措置が設立されるまでは、自国の漁船に当該海域での漁業の許可を出さないとし、中央北極海での無規制漁業の防止に関心を有する「他の国」と共同して、オスロ宣言の措置が実効的になるようにすべきとの期待を表明した (森下, pp.156-163)。

関心を有する「他の国」として中央北極海の漁業に関する議論に招へいされたのは、中国、アイスランド、韓国、日本、そして EU であった<sup>10</sup>。北極海沿岸 5 ヶ国プラスこれら追加 4 ヶ国 1 機関（「A5 プラス 5」と呼ぶことがある）は、実質的には約 2 年間の短期間の交渉の末、2018 年 10 月に法的拘束力ある条約である「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に合意した (Morishita, 2019, pp.113-118)。この協定は、中央北極海公海海域の氷の範囲が近年減少していること、気候変動その他の現象に起因してこの海域の生態系が変化しつつあることを認める。また、北極海の海洋生物資源及びその海洋生態系に対する北極の先住民族を含む地域住民の利益も認める。その上で、現時点では当該海域での商業的漁業が可能になるとは考えにくく、故に追加的な漁業管理機関を設置することは時期尚早であるとしつつも、予防的アプローチに基づき追加的な保存管理措置が必要であるかを定期的に検討し、当該海域での規制されていない漁獲の開始を防止する

---

<sup>10</sup> これら 5 者はそれぞれ異なる地位・利益を代表している。北極圏国で自国も北極沿岸国と自称するアイスランド、北極圏国たるフィンランドとスウェーデンに加え、スペインなどの遠洋漁業国をそのメンバーに抱える EU、ベーリング海近辺ですでに漁業を経験してきた遠洋漁業国たる中国、韓国、日本である。国際海洋法は、公海漁業の国際的管理に関しその海域で漁獲する国を「現実の利益 (real interests)」のある国として認めるが (国連公海漁業協定第 8 条)、中央北極海公海海域で実際に漁獲している国は未だない (Molennar, 2019, pp.162-164)。

ことを期待して、この協定が締結されたことを宣明する（協定前文、2条）。協定の中心的規定は、当該海域に適用がある地域的な漁業管理制度及び保存管理措置が採択されるまでは、商業的漁獲は許可しないと義務づけたことである（3条）。それまでは、科学的調査に関する共同計画に基づき当該水域の生態系や資源状況に関する知識を増進させ、そうした知識に基づき各締約国が定める保存管理措置に従って、試験的漁獲が行われうるに過ぎない（3-5条）。ただし、この協定の有効期間は協定発効後16年とされ、その後自動的に5年ずつ延長されるが、いずれかの締約国が延長に異議を申し立てれば、この協定は失効する。

本章の関心からみるこの協定の特徴は2つである。第1に、地球温暖化を主な原因とする北極海における海洋生態系、漁業資源、そしてそれら生態系と資源に依存する先住民族を含む現地住民の生活への潜在的影響を一体として受け止め、そうした生態系・資源・人間に影響を与えうる商業的漁業が始まる前から予防的に対策を取ろうとしている点である。モレナーも言うとおり、数ある国際漁業協定の中でも、商業的漁業が全く始まっていない海域でこのような予防的措置を取ることに合意した例は、未だかつて無い（Molenaar, 2019, pp.168-169）。第2に、協定は、中央北極海における漁業管理にその沿岸5ヶ国が「特別の責任と利益」があるとしつつも（前文）、当該海域に国際法上の権利と潜在的な利益を有する国際社会の主要利害関係国・機関を条約交渉及び条約制度の中に平等に参画させた点である。商業的漁獲が可能となる保存管理措置を定めるかどうかの決定は、全ての条約締約国が平等に参加する締約国会合においてコンセンサスで行われる（5条、8条）。つまり、中央北極海公海における漁業管理制度は、北極海沿岸5ヶ国でも北極圏8ヶ国でもない、A5プラス5という新たな国際的枠組の中で展開するのである。今後の北極国際法秩序のあり方にとって、本協定が新たな先例として注目される理由である。本協定は、協定発効後に「現実の利害関係を有する他の国」が加入することも可能にしている（10条）。

## 5. おわりに

北極域は、国際環境法や国際人権法、そして国際海洋法などの既存の一般的な国際法に規律されており、決して無法地帯ではない。しかし北極域は、今、他の地球上の地域とは比較にならないほど、急速かつ重大な環境的及び社会的変容に直面している。こうした状況を前に、近年、北極圏8ヶ国は、北極評議会や既存の関連する国際条約、国際海事機関（IMO）などの枠組を活用しながら、そうした環境的・社会的変容の科学的知見を蓄えつつ、その対応策の必要性につき、北極圏国間さらにはより広い国際社会の関係国の間での共通認識を醸成して、喫緊の課題毎に北極用のテーラーメイドの国際法の形成に務めてきた。こうした北極国際法の形成は、一見するとパッチワーク的な対応にも見えるが、そこには北極国際法秩序を基礎づける基本哲学が通底しているように思える。北極国際法秩序を通底する基本哲学は、第1に、地球温暖化の北極域への影響を認めそれを国際法形成の原動力にすること、第2に、北極域を一体的（holistic）な独自の法域と捉えて、その自然環境、人間、社会制度の不可分性を認めて国際法形成を行うこと、そして第3に、北極圏国とそこに住む先住民

族を含む地域住民の特別の責任と利益を承認した上で、当該課題の対処に必要な他の利害関係国・アクターを積極的に取り込んで国際法形成を行うこと、である。

北極国際法秩序は、今後こうした基本哲学をベースに課題毎に国際法規範の補充、明確化、強化を続けていくことが構想できる。日本の北極政策にいう北極域での「法の支配」の実現・強化も（内閣府海洋政策本部, 2015; 河野, 2018）、上に述べた北極国際法秩序の独自の基本哲学を十分考慮して追求されるべきであろう。さらに今後は、北極国際法秩序が拡充されるに伴い、グローバル国際法秩序との棲み分け、重複調整、抵触解消がより実践的な課題になることも構想できるのである。国連で交渉中の国家管轄権を越える海域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用(BBNJ)に関する条約交渉の帰趨と、中央北極海公海無規制漁業防止協定の実施・展開は、その一例である。

2019年5月第11回北極評議会閣僚会合では、米国务長官が、中国とロシアを名指して北極域が力と競争の場になったと発言し（Pompeo, 2019）、共同宣言文書に「気候変動」の用語を使うことに反対した（Arctic Council, 2019; Soini, 2019）<sup>11</sup>。米国トランプ大統領の意向を反映したこの残念な結果が、北極圏国、北極先住民族、そして国際社会の関係国・関係アクターがこれまで培ってきた上記基本哲学に基づく北極国際法秩序が進むべき道の、一時的な「寄り道」であることを願ってやまない。

---

<sup>11</sup> 第11回北極評議会閣僚会合は、その歴史上初めて、正式な「宣言」を採択できずに、実質的な内容がほとんどない、わずか6段落からなる「ロヴァニエミ声明」を発表するしかできなかった。その6段落には、気候変動（climate change）の語は一度も使われていない。代わりに、フィンランド外務大臣が「議長声明」を発表し、そこに北極評議会としての決定事項が記載されている。

参考資料

【表1】本章で言及する主な国際条約・国際文書の正式名称（略称）、署名/採択年、北極圏国及び日本が締約国になっているかの情報\*（2019年5月1日現在）\*A8:北極圏8ヶ国全てが締約国、〇〇除くA△:〇〇を除き他の北極圏△国が締約国

北極域に適用のある主な国際条約・国際文書一覧		
注: 正式名称（略称）・署名/採択年・北極圏国及び日本が締約国になっているかの情報（2019年5月1日現在） 凡例: 「*A8」は、北極圏8ヶ国全てが締約国であることを示す。「〇〇除くA△」は、〇〇を除き他の北極圏△国が締約国であることを示す。		
1920年2月9日	スピッツベルゲンに関する条約	A8・日本
1945年6月26日	国際連合憲章（国連憲章）。	A8・日本
1946年12月2日	国際捕鯨取締条約	カナダを除くA7（日本は2019年6月30日に脱退）
1948年4月30日	米州機構憲章（OAS憲章）	カナダ、米国
1948年5月2日	人の権利及び義務の米州宣言（米州人権宣言）	—
1950年11月4日	人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）	デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン
1957年12月6日	日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約（日露通商条約）	ロシア、日本
1959年12月1日	南極条約	A8・日本
1963年8月5日	大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約（部分的核実験禁止条約）	A8・日本
1966年12月16日	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）	米国を除くA7・日本
1966年12月16日	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）	A8・日本
1966年12月16日	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書	米国を除くA7
1968年7月1日	核兵器の不拡散に関する条約（NPT）	A8・日本
1971年2月2日	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	A8・日本
1973年3月3日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）	A8・日本
1973年11月15日	ホッキョクグマの保存に関する協定	カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国
1974年11月1日	IMO海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)	A8・日本
1978年2月17日	IMO1978年の議定書によって修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL条約）	A8（アイスランドと米国は附属書IV非締約国）・日本
1979年4月27日	IMO海上における捜索及び救助に関する国際条約(SAR)	A8・日本
1979年11月13日	1979年の長距離越境大気汚染に関する条約	A8
1982年4月30日	海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）	米国を除くA7・日本
1989年6月27日	先住民民族と種族に関する条約（ILO169号条約）	デンマーク、ノルウェー

1990年11月30日	IMO 油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC)	A8・日本
1991年7月31日	戦略核兵器削減条約 (START I)	米国、ロシア。2009年に失効
1992年5月9日	気候変動に関する国際連合枠組条約	A8・日本
1992年6月5日	生物の多様性に関する条約	米国を除く A7・日本
1994年4月15日	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及びその附属協定 (WTO 協定及びその附属協定)	A8・日本
1995年8月4日	分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源 (ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982年12月10日の海洋に関する国際連合条約の規定の実施のための協定 (国連公海漁業実施協定)	A8・日本
1996年9月24日	包括的核実験禁止条約	未発効。米国除く A7・日本は批准
1998年11月13日	投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定 (日露投資促進保護協定)	ロシア、日本
2001年5月22日	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	米国を除く A7 (但しデンマークはグリーンランドを適用除外)・日本
2007年9月13日	先住民族の権利に関する国際連合宣言	—
2010年4月8日	戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約 (新 START)	米国、ロシア
2010年10月29日	生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (名古屋議定書)。	カナダ、アイスランド、ロシア、米国を除く A4・日本
2011年5月12日	北極における航空及び海事の捜索及び救助に関する協力に関する協定 (北極 SAR)	A8
2013年5月15日	北極における油による海洋汚染に対する準備及び対応に関する協力に関する協定 (北極油濁対応協定)	A8
2013年10月10日	水銀に関する水俣条約	ロシアを除く A7・日本
2015年12月12日	パリ協定	A8 (米国トランプ政権は脱退を表明しているが、2019年11月4日までは正式な脱退通告はできず、且つ、通告後1年後にしか脱退できない)・日本
2017年5月11日	北極に関する国際科学協力を促進するための協定 (北極科学協力協定)	A8
2018年10月3日	中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定 (中央北極公海無規制漁業防止協定)	未発効。署名はカナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国、中国、アイスランド、日本、韓国、EU

【表 2】 国連海洋法条約の関連規定（本章 3 節で言及する内容と条文）

北極域に関連する国連海洋法条約の諸規定一覧		
1.公海自由の原則	公海の範囲	86 条
	公海自由の内容	87 条
	公海における旗国の排他的管轄権	92 条
	公海における生物資源の保存義務	117 条
	船舶からの汚染防止義務	211 条
	海洋の科学的調査に関する一般原則	240 条
2.内水・領海・無害通航権	領海及び内水に対する沿岸国の主権	2 条
	領海の幅	3 条
	内水：基線の内側の水域	8 条
	領海における無害通航権、沿岸国の義務	17-19, 24 条
	領海における潜水船による無害通航権	20 条
	国際海峡における通過通航権	37,38 条
	海峡沿岸国の義務	44 条
	強化された無害通航権	45 条
3.資源開発に対する主権的権利	氷に覆われた水域における沿岸国の特別規制	234 条
	排他的経済水域(EEZ)の天然資源に対する主権的権利	56 条
	EEZ の幅	57 条
	EEZ 沿岸国の生物資源保存義務	61 条
	EEZ 沿岸国による漁獲可能量の決定と余剰分の他国への提供	62 条
	高度回遊性魚種に関する規定	64 条
	クジラなどの海産哺乳動物に関する規定	65 条
	遡河性魚種に関する規定	66 条
	EEZ 沿岸国による法令の執行	73 条
	大陸棚の定義	76 条
	大陸棚に対する沿岸国の権利	77, 81 条
	大陸棚の上部水域及び上空における他国の権利	78 条
	大陸棚における他国の海底電線等の敷設の権利	79 条
	深海底（大陸棚を越える海底及びその下）	136, 137 条
海洋環境の汚染防止・軽減義務	194 条	
4.海洋の科学的調査	海洋の科学的調査(MSR)の権利	238 条
	MSR の促進義務及び一般原則	239, 240 条
	MSR の好ましい条件を創出するための協力義務	243 条
	MSR の知識やデータを公表し円滑に流通させる義務	244 条
	領海における MSR：沿岸国の明示の同意	245 条
	EEZ 及び大陸棚での MSR:沿岸国の同意の条件	246, 252 条
	沿岸国による MSR の停止又は終了	253 条



## 参考文献

- ・稲垣治・柴田明穂 (2018).『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』（東信堂）、283p.
- ・岩石順子(2013).「北極の自然環境と国際法」『北極海季報』第 16 号、pp. 26-44.
- ・ヴァンダースワグ, デビッド(2018).「北極海のガバナンス：揺れうごく海の姿、霞む水平線」『北極国際法秩序の展望』（稲垣治・柴田明穂編、東信堂）、pp.15-29.
- ・菊地隆(2018).「変化する北極海環境に関する観測研究と国際協力：過去・現在・未来」『北極国際法秩序の展望』（稲垣治・柴田明穂編、東信堂）、pp.198-205.
- ・河野太郎(2018).『北極サークル・開会セッション河野外務大臣による基調講演 2018 年 10 月 19 日レイキャビク（仮訳）』<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000410408.pdf>>
- ・柴田明穂(2010).「南極条約体制の基盤と展開」『ジュリスト』第 1409 号、pp.86-94.
- ・柴田明穂(2018a).「北極国際科学協力促進協定の意義」『北極国際法秩序の展望』（稲垣治・柴田明穂編、東信堂）、pp.225-253.
- ・柴田明穂(2018b).「注目され始めた北極科学協力協定～日本のロシア海域課外調査への示唆」Ocean Newsletter 第 421 号.<[https://www.spf.org/\\_opri/newsletter/2018/421\\_3.html](https://www.spf.org/_opri/newsletter/2018/421_3.html)>
- ・柴田明穂(2019).「極域の環境保護」西井正弘・鶴田順『国際環境法講義』（有信堂、発刊予定）.
- ・ジョンストン, レイチェル・ロルナ(2018).「北極評議会を通じた環境ガバナンス」『北極国際法秩序の展望』（稲垣治・柴田明穂編、東信堂）、pp.30-48.
- ・セルゲーニン, アレキサンダー (2018).「北極法秩序形成へのロシアのアプローチ」『北極国際法秩序の展望』（稲垣治・柴田明穂編、東信堂）、pp.64-108.
- ・太寿堂鼎(1998).『領土帰属の国際法』（東信堂）、248p.
- ・田中則夫・浅田正彦(2019).「第 10 章 海洋法」浅田正彦編『国際法第 4 版』（有信堂）、pp.229-257.
- ・内閣府海洋政策本部 (2015).『我が国の北極政策』<[https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/arcticpolicy/pdf/japans\\_ap.pdf](https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/arcticpolicy/pdf/japans_ap.pdf)>
- ・長岡さくら(2013).「北極海域における海洋境界画定問題」『北極海季報』第 16 号、pp.4-13.
- ・西本健太郎 (2014).「北極航路における沿岸国規制と国際海峡制度」『海洋政策研究・特別号』（海洋政策研究財団）、pp.23-40.
- ・西本健太郎(2018).「極海コード採択後の北極海の航行規制」『北極国際法秩序の展望』（稲垣治・柴田明穂編、東信堂）、pp.49-56.
- ・西元宏治(2013).「北極をめぐる国際法上の諸問題」『北極海のガバナンス』（奥脇直也・城山英明編、東信堂）、pp.19-49.
- ・深町朋子(2011).「北極における領有・境界問題の展開」『国際法外交雑誌』第 110 巻 3 号、pp.27-48.
- ・ホサイン, カムルル(2018).「北極法秩序における先住民族と規範形成」『北極国際法秩序

の展望』(稲垣治・柴田明穂編、東信堂)、pp.209-224.

・堀井進吾(2013).「北極海における航路問題—北西航路、北極海航路」『北極海季報』第16号、pp.14-25.

・向和歌奈(2013).「北極の非核兵器地帯化構想」『北極海季報』第16号、pp.71-77.

・葉師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦(2019).『ベーシック条約集 2019年版』(東信堂).

・AMAP (2009). Arctic Monitoring and Assessment Programme, *Update on Selected Climate Issues of Concern: Observations, Short-lived Climate Forcers, Arctic Carbon Cycle, and Predictive Capability*.

・Arctic Coast Guard Forum (2019). Arctic Coast Guard Forum webpage. <<https://www.arcticcoastguardforum.com>>

・Arctic Council (2013). *Senior Arctic Official's Report to Ministers, Kiruna, Sweden, 15 May 2013*.

・Arctic Council (2015a). *Iqaluit Declaration, Iqaluit, Canada, 24 April 2015*.

・Arctic Council (2015b). *Enhanced Black Carbon and Methane Emission Reductions: An Arctic Council Framework for Action, Annex 4, Iqaluit 2015 SAO Report to Ministers*.

・Arctic Council (2019). *Rovaniemi Joint Ministerial Statement 2019 at the occasion of the Eleventh Ministerial meeting of the Arctic Council*.

・Arctic Council Mercury Project Steering Group (2012). *Terms of Reference, February 2012*. <[https://arctic-council.org/images/PDF\\_attachments/ACAP\\_EG\\_Reports/EG\\_POPs\\_Mercury/2012\\_02\\_TOR\\_Mercury\\_EG.pdf](https://arctic-council.org/images/PDF_attachments/ACAP_EG_Reports/EG_POPs_Mercury/2012_02_TOR_Mercury_EG.pdf)>

・Arctic Council Secretariat (2019). Arctic Council Documents Homepage. <<https://www.arctic-council.org/index.php/en/documents>>

・Banks, Nigel and Elizabeth Whitsitt (2015). “Arctic Marine Mammals in International Environmental Law and Trade Law” *Handbook of the Politics of the Arctic* (L. C. Jensen and G. Hønneland eds, Edward Elgar Pub), pp.185-206.

・Durfee, Mary and Rachael Lorna Johnstone (2019). *Arctic Governance in a Changing World* (Romain and Littlefield), 334p.

・Durham University (2015). Maritime jurisdiction and boundaries in the Arctic region, IBRU, Durham University, last updated 4 August 2015. <<https://www.dur.ac.uk/resources/ibru/resources/Arcticmap04-08-15.pdf>>

・EPPR (2017). Emergency Prevention, Preparedness and Response, *Search and Rescue Experts Group Mandate*.

・EPPR (2018). Emergency Prevention, Preparedness and Response, *MOSPA Table-Top Exercise Participants Manual, March 6-8, 2018, Oulu, Finland*.

・Expert Group on Black Carbon and Methane (2017). *Summary of Progress and Recommendation*

2017, 44p.

- Ilulissat Declaration (2008). *The Ilulissat Declaration: The Arctic Ocean Conference, Ilulissat, Greenland, 27-29 May 2008*.
- IMO (2019). International Maritime Organization Homepage, Status of Conventions. <<http://www.imo.org/en/About/Conventions/StatusOfConventions/Pages/Default.aspx>>
- ITLOS (2013). International Tribunal for the Law of the Sea, *Arctic Sunrise Case* (Netherlands v. Russian Federation), Provisional Measures Order, 22 November 2013.
- McDorman, Ted (2015) “Chapter 9: The Continental Shelf” *The Oxford Handbook of the Law of the Sea* (D. Rothwell et al eds., Oxford), pp.181-202.
- Molenaar, Erik J (2019). “Participation in the Central Arctic Ocean Fisheries Agreement” *Emerging Legal Orders in the Arctic: The Role of Non-Arctic Actors* (A. Shibata et al eds., Routledge), pp.132-170.
- Morishita, Joji (2019). “Arctic Five-plus-Five Process on central Arctic Ocean fisheries negotiations: Reflecting the interests of Arctic and non-Arctic actors” *Emerging Legal Orders in the Arctic: The Role of Non-Arctic Actors* (A. Shibata et al eds., Routledge), pp. 109-131.
- Polar Bear Range States (2019). Homepage of the Polar Bear Range States under the Agreement on the Conservation of Polar Bears. <<https://polarbearagreement.org/about-us/meetings>>
- Pompeo, Michael R. (2019). “Looking North: Sharpening America’s Arctic Focus”, Speech delivered at Arctic Council 11<sup>th</sup> Ministerial Meeting, Rovaniemi, Finland, 6 May 2019. <<https://www.state.gov/secretary/remarks/2019/05/291512.htm>>
- Ramsar Convention (2018). Draft resolution on wetlands in polar and subpolar regions, Ramsar Convention SC54-Com.15 (2018).
- Ramsar Sites Information Service (2019). Homepage. <<https://rsis Ramsar.org>>
- Sellheim, Nikolas (2015). “Seal hunting in the Arctic States: An Analysis of Legislative Frameworks, Incentives and Histories”, *The Yearbook of Polar Law*, Vol. VII, pp.188-224.
- Shibata, Akiho and Maiko Raita (2016). “An Agreement on Enhancing International Arctic Scientific Cooperation: Only for the Eight Arctic States and their Scientists?” *The Yearbook of Polar Law*, Vol. VIII, pp.129-162.
- Shibata, Akiho (2019). “Arctic Science Cooperation Agreement: A perspective from non-Arctic states” *Emerging Legal Orders in the Arctic: The Role of Non-Arctic Actors* (A. Shibata et al eds., Routledge), pp.207-225.
- Soini, Timo (2019). Minister of Foreign Affairs of Finland, *The Statement by the Chair on the Occasion of the Eleventh Ministerial meeting of the Arctic Council, Rovaniemi, 6-7 May 2019*.
- Supreme Court of Norway (2019). *Senator Case*, HR-2019-282-S, Judgement of 14 February 2019.
- UNECE (2019). United Nations Economic Commission for Europe, Long-Range Transboundary Air Pollution Homepage. <[https://www.unece.org/env/lrtap/status/lrtap\\_s.html](https://www.unece.org/env/lrtap/status/lrtap_s.html)>